

マイナポイントの申込期限が

9月末に延長されました
〜マイナポイントの手続きがスムーズ〜

「マイナポイントアプリ対応スマートフォン」または「パソコンと公的個人認証サービス対応のICカードリーダーライター」をお持ちの方は、専用のアプリ・ソフトのダウンロードを行うことで、ご自身で手続きをすることが出来ます。

必要な端末をお持ちでない方や操作方法に不安のある方は、市役所に開設している「マイナポイント支援窓口」をご利用ください。

▽日時 月曜日・金曜日の開庁日
午前9時〜午後4時30分

※窓口の混雑状況で受付を終了する場合があります。午前11時30分から午後1時30分の間は、少人数の職員で対応しているため長時間お待ちいただく場合があります。

▽場所 市役所1階西側「マイナポイント支援窓口」

▽支援内容
①マイナポイントの申込み

②マイナンバーカード保険証の利用申込み(健康保険証不要)

③公金受取口座の登録

▽持ち物など
①マイナンバーカード

②マイナンバーカード取得時に設定した4桁の暗証番号

③キャッシュレス決済サービスの決済サービスID・セキユリティコードが分かるもの

④通帳、キャッシュカードなど公金受取口座の支店番号・口座番号が分かるもの(公金受取口座の登録を行う方)

▽その他
●マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請受付は、令和5年2月末をもって終了しています。

●Suicaなどの電子マネーやクレジットカードなどで、一部事前登録手続きが必要なものがありません。事前登録手続きの支援はできませんので、ご自身で手続きを済ませ

てからお越しください。同じ決済サービスに家族などのマイナポイントを申込むことはできません。

●マイナポイント申込みの受付終了を予定している決済サービスがあります。

●申込みを終えたあとに決済サービスを変更することは、原則できません。

●詳しくは、総務省マイナポイント事業サイトなどで確認してください。

▽問合せ
●支援窓口に関すること：支援窓口(直通558・1236)

●マイナンバー制度などに関すること：マイナンバー総合フリーダイヤル(80120・95・0178)

▽担当課 情報政策課情報政策係

総務省
マイナポイント
事業サイト



低所得の子育て世帯に対する

子育て世帯生活支援特別給付金を支給します



食費などの物価高騰の影響により損害を受けた低所得の子育て世帯を見舞う観点から、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

▽対象
①低所得のひとり親世帯：令和5年3月分の児童扶養手当受給者等

②その他低所得の子育て世帯：令和4年度「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外)の低所得の子育て世帯分」の受給者等

▽支給額 児童1人当たり一律5万円

▽支給方法など ①の児童扶養手当受給者と②のうち、令和4年度「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外)の低所得の子育て世帯分」の受給者は申請が不要です(特別給付金を手当てたは給付金支給口座に振込みます)。それ以外の申請が必

要な方は、詳細が決まり次第、6月15日号の広報や子育て支援サイト上のキッズの「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金」のページなどに掲載予定です。

▽受付・問合せ 子ども政策課 子ども政策係、五日市出張所 市民総合窓口係(受付のみ)

▽問い合わせ 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外)の低所得の子育て世帯分

▽問い合わせ 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外)の低所得の子育て世帯分

▽問い合わせ 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外)の低所得の子育て世帯分

▽問い合わせ 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外)の低所得の子育て世帯分

その他世帯



ひとり親世帯



8月5日開催 第18回あきる野夏まつりの

参加者・出店者を募集します



用申請手数料含む)

▽対象 市内事業者、市民団体など

※代表者は、18歳以上の方

▽申込み方法 5月19日(金)までに、市役所(商工振興課)に配置してある募集要領を確認していただき、申込用紙に必要事項を記入の上、直接窓口で申し込んでください。

※イベントとステージはどちらか一方のみの参加となります。

▽募集内容
●イベント参加者：駅前大通りで実施する流し踊り・和太鼓・ソーラン踊りの出演

●ステージ参加者：秋留野広場で実施するステージイベントの出演

●模擬店出店者(40区画分)
* 区画：1区画(テント1張間口3.6m×奥行1.8m)
* 出店料：1万5千円(道路使用)

▽申込み・問合せ 商工振興課 商工振興係(直通558・1867、受付時間 午前10時〜正午、午後1時〜5時)

市議会6月定例会議

6月定例会議予定表

月日	会議名	内容
6月1日(木)	本会議(初日)	議案審議など
6月6日(火)	本会議(2日目)	一般質問
6月7日(水)	本会議(3日目)	
6月8日(木)	本会議(4日目)	
6月9日(金)	本会議(5日目)	
6月13日(火)	総務委員会	付託案件審査など
6月14日(水)	環境建設委員会	
6月15日(木)	福祉文教委員会	
6月22日(木)	本会議(最終日)	委員長報告、議案審議など

* 午前9時30分から開会します。
* 会議の日程等は変更になる場合があります。事前にお問い合わせください。
* 請願・陳情の提出期限は、5月25日(木)です。
○ 問合せ 議会事務局

「特定健康診査(無料)」を受けましょう

市では、国民健康保険に加入している40歳以上74歳以下の方を対象に、メタボリックシンドロームの予防と改善を目的とした「特定健康診査」を実施します。生活習慣病の予防と早期発見のためにも、この機会を利用して、「特定健診」を受診しましょう。対象の方には、5月下旬に受診券と利用の手引きなどを送付します(後期高齢者医療制度に加入している方には、6月下旬に受診券を送付します)。風しん抗体検査の対象となる方(昭和37年4月2日〜昭和54年

4月1日生まれの男性)は、特定健診と同時に抗体検査を受けることができます。

▽ 6月1日(木)〜10月31日(火)

※10月は大変混み合いますので、早めに受診しましょう。

▽対象 あきる野市国民健康保険に加入している40歳以上74歳以下の方(昭和59年3月31日以前生まれで、健診日現在74歳以下)

▽費用 無料

▽問合せ 健康課健康づくり係(直通558・1183)

特定健診

免除・納付猶予期間がある方へ
国民年金の保険料は追納ができます

国民年金保険料免除や納付猶予、学生納付特例制度の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付したときと比べ、老齢基礎年金額が少なくなります。この期間の保険料は、申込みにより追納(後払い)ができます。追納すると、将来受け取る年金は、免除などをせずに納めていた場合と同じように計算されます。

※追納できる期間は、追納が承認された月から起算して過去10年以内です。

※追納は原則、古い月の保険料から納めることとなります。

※令和5年度中に平成25年度分から令和2年度分までの保険料を追納する場合、当時の保険料に、経過期間に応じた額が加算されます。

▽ 持ち物 マイナンバーカードか本人確認ができる書類(運転免許証など)

▽ 申込み・問合せ 保険年金課年金係、青梅年金事務所(0428・30・3410)

▽ 問い合わせ 保険年金課年金係、青梅年金事務所(0428・30・3410)

▽ 問い合わせ 保険年金課年金係、青梅年金事務所(0428・30・3410)

▽ 問い合わせ 保険年金課年金係、青梅年金事務所(0428・30・3410)

▽ 問い合わせ 保険年金課年金係、青梅年金事務所(0428・30・3410)

▽ 問い合わせ 保険年金課年金係、青梅年金事務所(0428・30・3410)

▽ 問い合わせ 保険年金課年金係、青梅年金事務所(0428・30・3410)

▽ 問い合わせ 保険年金課年金係、青梅年金事務所(0428・30・3410)

▽ 問い合わせ 保険年金課年金係、青梅年金事務所(0428・30・3410)